

〔別紙様式〕

## 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

特例輸入者	社
特定輸出者	

1 体制整備等に関する基本的事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	以下の基本的事項が明記されているか <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     法令遵守規則は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。                      法令遵守規則が適用される業務等の範囲。                 </div>	YES NO YES NO	
	最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。	YES NO	
	法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第1条の2第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第9条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） （注）規則第1条の2第1号イ 又は第9条第1号イ に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ 又は第9条第1号イ に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。	YES NO	
	各部門について、以下の措置は講じられているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。                      従業員の業務、権限及び責任の範囲は明確にされその業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。                      各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。                 </div>	YES NO YES NO YES NO	
	輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に判断され、適正な選定がなされているか。 （注）税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。	YES NO	

2 各部門の業務内容等に関する事項

総括管理部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	YES NO		
	<p>総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(注)承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されていなくても差し支えない。</p> <p>社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</p> <p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整</p> <p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答</p> <p>法令遵守状況の監査の支援</p> <p>危機管理体制の整備</p> <p>社内教育及び訓練の計画及び実施</p> <p>業務を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断</p> <p>関連会社等への特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督</p>	<p>YES NO</p> <p>YES NO</p> <p>YES NO</p> <p>YES NO</p> <p>YES NO</p> <p>YES NO</p> <p>YES NO</p> <p>YES NO</p>		

事業部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	<p>総括管理部門及び監査部門以外の部門（規則第1条の2第1号イ から まで又は第9条第1号イ 及び に規定する部門。以下「事業部門」という。）には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>各事業部門は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。  <small>（注）承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</small></p>			
	<p>当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>当該事業部門における業務手順書等の整備</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）</p>	<p>YES NO</p>		

### 3 税関手続の履行に関する事項

#### 基本的項目

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	<p>次に掲げる事項を記載した特例申告貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸入リスト等」という。）又は特定輸出貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸出リスト等」という。）を作成し、適切に保存されているか。</p> <p>品名、記号及び番号            該当する他法令の名称及びその内容            特例申告貨物にあつては、関税定率法別表の項又は号の番号及び税率並びに仕出人の氏名又は名称及び住所又は居所            特定輸出貨物にあつては、輸出統計品目表の番号及び仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所            その他参考となるべき事項</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>総括管理部門は、輸入リスト等又は輸出リスト等（以下「輸出入リスト等」という。）を共有する体制となっており、税関からの要請があつた場合において、速やかに提出可能となっているか。</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。</p> <p>法令等の改正があつた場合の輸出入リスト等の改定及びチェック            輸出入リスト等に掲載されていない貨物について特例申告（当該貨物に係る輸入申告を含む。）又は特定輸出申告を行うこととなつた場合の速やかな輸出入リスト等への追加</p>	<p>YES NO</p>		

特例申告貨物に関する税関手続

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 仕入書等の関係書類及び輸入リスト等に基づく適正な輸入申告の履行 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備	YES NO	
	通関業者に輸入申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。	YES NO	
	特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告がされること 輸入許可書及び輸入リスト等に基づき適正に特例申告がされること	YES NO	
	法第7条の8第1項に規定する担保について、以下の措置が講じられているか。		
	提供される担保が同項に規定する担保の額に不足することがないように管理する体制の整備	YES NO	
	法第7条の8第2項の規定に基づく増担保命令に即座に対応するための手順及び体制の整備	YES NO	

特定輸出貨物に関する税関手続

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	特定輸出申告は、仕入書等の関係書類及び輸出リスト等に基づき、適正に行われる手順及び体制が整えられているか。	YES NO	
	通関業者に特定輸出申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。	YES NO	
	審査又は検査が必要とされた場合、関係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われる手順及び体制が整えられているか。	YES NO	

4 貨物管理の履行に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 特例申告貨物又は特定輸出貨物（以下「管理対象貨物」という。）の在庫状況の適時適切な把握 保管施設等からの管理対象貨物の入出庫状況の適正な管理	YES NO		
	移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。	YES NO		
	管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか。 特例申告貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。 特定輸出貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積み込みの状況。	YES NO		
	管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。			
	適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認	YES NO		
	上記の確認内容の記録及び一定期間の保存	YES NO		
	施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施	YES NO		
	管理対象貨物とその他の貨物の区分	YES NO		
	保管中の貨物に異常があった場合の管理統括部門への報告など必要な措置	YES NO		
	管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。 （注）倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。	YES NO		

## 5 監査体制

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注)承認申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。			
	適格な監査人の選定	YES NO		
	監査対象部署の適正な選定と明確化	YES NO		
	監査事項の適正な設定と明確化	YES NO		
	監査時期の適正な設定と明確化	YES NO		
	監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制	YES NO		
	監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。			
	最高責任者及び総括管理部門への報告体制	YES NO		
	監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに報告され、それが確実に履行される体制	YES NO		

## 6 他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	他法令の遵守規則が定められている場合に、その名称及び目的が明記されているか。	YES NO		
	他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。 その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告 他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告	YES NO		



## 7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は特定輸出貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが当該関連会社等との契約書等において明記されているか。	YES NO		
	承認申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 （注）契約書等において明記されていることが望ましい。	YES NO		
	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	YES NO		

## 8 税関との連絡体制に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。	YES NO		
	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 令第4条の5第5項又は第59条の7第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。	YES NO		

9 報告及び危機管理に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	<p>社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。</p> <p>各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。            当該責任者から総括管理部門への報告。            総括管理部門から最高責任者への報告。            各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。</p>	<p>YES NO</p>		
	<p>次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。</p> <p>特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。            特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。</p>	<p>YES NO</p>		

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	帳簿書類の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。			
	帳簿書類の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化	YES NO		
	帳簿書類への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備	YES NO		
	税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備	YES NO		
	帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。			
	帳簿書類の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	YES NO		
システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されなど、その管理体制が整えられていること。	YES NO			
税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。	YES NO			

11 財務状況に関する事項

	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。			
	会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化	YES NO		
	会計監査に関する体制の整備	YES NO		
	関税又は国税に関する納税義務の履行に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備	YES NO		

## 12 教育及び研修に関する事項

審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。			
教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備	YES NO		
教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化	YES NO		
管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定	YES NO		

## 13 懲罰に関する事項

審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。	YES NO		